

「住宅用家屋証明書」という証明書を発行してもらうために必要となる書類です。「住宅用家屋証明書」を建物保存登記・抵当権設定登記申請のときに添付すると登録免許税の軽減が受けられます。

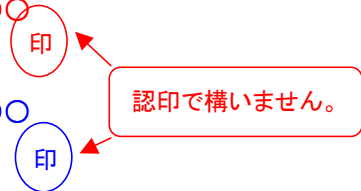
<捨印>

申 立 書

市長 殿

発効日は空欄でお願いします。
平成 年 月 日

所有者 住所 大和市林間〇〇〇〇番地〇〇
氏名 安場 太郎
共有者 住所 大和市林間〇〇〇〇番地〇〇
氏名 安場 花子



この度、私が建築し、又は取得しました下記家屋は、現在のところ未入居の状態にありますが、自己の住宅の用に供するものに相違ありません。

記

1 家屋の表示

所在地

弊社で記入いたします。

家屋番号

2 入居予定年月日

平成 年 月 日

今 もしくは 入った建物が
住用で 今まで住んでいた家につ
いては 記のい れ に 当する
は のい れ の書類の
を の申 書と に ください。

3 現在の家屋の処分方法等 (該当する番号に○をして下さい。)

- [1] 売却する。 【売買契約(予約)書、売買媒介契約書の写】
- [2] 賃貸する。 【賃貸借契約(予約)書、賃貸借媒介契約書等の写し】
- [3] アパート、借家、借間、社宅、寄宿舍、公舎、寮等である。
【現在の賃貸借契約書、使用許可書、入居証明書、家主の証明書等の写し】
- [4] 親族等が居住する。 【親族等の申立書】
- [5] その他

4 入居が登記の後になる理由

- [1] 資金調達上抵当権設定を急ぐ為。
- [2] 契約上、建物引渡後の入居が条件となっている為
- [3] その他 ()

5 添付書類

上記3の【 】内に係る書類並びに現在の住民票

今お住まいの家についてお答えください。

なお、証明書交付後、その申立書に虚偽があることが判明した場合には、証明を取り消され、税額の追徴を受けても異議ありません。